

地 域 再 生 計 画

1 . 地域再生計画の名称

自然の懐 ” なかのじょう ” カジカよふたび！ 計画

2 . 地域再生計画の作成主体の名称

群馬県吾妻郡中之条町

3 . 地域再生計画の区域

群馬県吾妻郡中之条町の全域

4 . 地域再生計画の目標

中之条町は、群馬県の北西部に位置し、北は新潟県境に接し稲包・木戸山など標高1500mを超える三国山脈の懐に抱かれて、北部一帯は上信越高原国立公園に指定されている自然豊かな町で、人口は17,831人(平成17年4月)総面積236.47k㎡と広大な中山間地域である。

また、国民保養温泉第1号に指定された四万温泉や静閑で歴史ある沢渡温泉も有しており、南東部は標高350mほどの中之条盆地が開けて市街地が広がり、古くから商業や文化の中心地として栄え、公共機関や公共施設も整い、吾妻郡の中心的な機能を有している。町の南部を流れる吾妻川をはじめとする河川等公共用水域は、本町の豊かな自然を印象づける大きな要素となり、観光資源としての一翼を担っている。

しかし昭和の高度経済成長時代からの急激な開発や、極端な産業構造・生活様式の変化が名久田川・四万川・上沢渡川等、町を代表する清流を汚染し、水質低下を招いた結果、イワナ、ヤマメそしてカジカらの水生生物が目に見えて減少してしまった。

このため町では、自然や資源を大切にし良好な水質を確保するとともに、地球に優しい環境づくりをすすめ、自然環境の保全と生活環境の整備、水質汚濁防止を目的とした污水处理を目指し、住宅密集地・温泉地区・農村部等について必要度・緊急性・整備手法等を総合的に考慮しながら整備を進めてきた。

昭和54年度より特定環境保全公共下水道事業に着手し、二つの温泉地区(四万・沢渡)が完成し、続いて平成5年度からは農業集落排水事業を展開、4地区の集落地域で平成15年度には全地区完了した。浄化槽事業も平成5年度から、そして污水处理規模最大の公共下水道事業は平成9年度初回認可を得て始まり、現在この二事業が継続中である。平成15年度末の污水处理人口普及率は、約60%と進んできてはいるものの、これからの整備になお一層の期待がかかっているため、一日も早い污水处理施設の整備を図る。また、自然環境の再生と生活環境の向上のために、河川清掃事業、環境美化パトロールの実施、エコライフ協議会の立ち上げに取組み、清流・溪流の象徴であるカジカや河鹿ガエルそして沢ガニら呼び戻し、人と自然がいつもふれあえ共存できる自然の懐の深い、豊かな環境を再生し”なかのじょう”の「まち」自然・人を育んで行くことを目標とする。

(目標) 污水处理施設の整備の促進(污水处理人口普及率を60%から67%に向上)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

上記目標を達成するため、公共下水道（認可：平成16年3月19日）、浄化槽（平成5年より継続中）の2つの污水处理施設整備事業を一体的に展開し、そのための財源として污水处理施設整備交付金を活用する。それとともに、自然環境の保全と生活環境整備のための事業を行い、目標の達成を目指す。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

污水处理施設整備交付金を活用する事業

「事業主体」

- ・ いずれも中之条町

「施設の種類」

- ・ 公共下水道、浄化槽（市町村型・個人設置型）

「事業区域」

- ・ 公共下水道 中之条町横尾地区
- ・ 浄化槽 市町村設置型（横尾地区の認可区域外の地域）
個人設置型（公共下水道、農業集落排水事業の計画区域外地区及び市町村設置型の対象とならない地区）

「事業期間」

- ・ 公共下水道 平成17年度～21年度
- ・ 浄化槽（市町村型・個人型） 平成17年度～21年度

「事業費」

- ・ 公共下水道 1,600,000 千円
(うち、国費 560,000千円 単独 480,000千円)
- ・ 浄化槽 87,390 千円
(うち、国費 29,130千円)
内訳 市町村設置型 46,935千円 (国費 15,645千円)
個人設置型 40,455千円 (国費 13,485千円)
- ・ 合計 1,687,390 千円
(うち、国費 589,130千円 単独 480,000千円)

「整備量」

- ・ 公共下水道 150mm L=12,500 m
マンホ-ルポンプ 12箇所
- ・ 浄化槽 172基 5人槽 7人槽
内訳 (市町村設置型) 15基 30基
(個人設置型) 65基 62基

なお各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道（横尾地区750人）、浄化槽（町内全域430人） 合計=1,180人

(5 - 3) その他の事業

5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

該 当 な し

5 - 3 - 2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組み

自然環境の保全と生活環境整備のための事業

地域再生計画の実施のほか、自然環境保全・生活環境の向上と人と自然が共生できる環境の再生を目指し、以下の施策と協調を図る。

- ・ 河川清掃事業
吾妻漁協組合による鮎解禁前の河川清掃(刈払機による雑草木除去、ゴミ拾い等)
- ・ 環境美化パトロールの実施
町環境厚生部局の職員による町内全域の不法投棄監視・調査および道路沿いのゴミ等の収拾撤去。
- ・ エコライフ推進協議会の立ち上げ(計画)
ボランティアによる構成で、循環型社会づくり推進事業(ゴミ減量・リサイクル・環境対策等について積極的な取り組みを推進するため)の計画、条例制定などの協議を行う。

6 . 計画期間

平成 1 7 年度 ~ 平成 2 1 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後、下水道および環境厚生部局による(仮称)環境委員会により住民満足度アンケート調査等を実施し、地域再生計画の目標に掲げる状況の意見取りまとめを行う。また数値目標についても評価し公表する。これにより目標達成のための改善検討を行う。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。